

名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可（以下「設置認可」という。）について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、名古屋市児童福祉法施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、方針、基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、適正な設置認可を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「非営利の法人」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人のうち、次の各号に掲げる法人をいう。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条に規定する消費生活協同組合
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が適当と認めた法人

2 この要綱において「株式会社等」とは、会社法第2条第1号に規定する会社（有限会社を含む。）をいう。

(要保育所新設エリア)

第3条 削除

(設置認可の方針)

第4条 認可の申請があったときは、法第35条5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第6条から第16条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、設置認可を行うことができる。

- (1) 夜間保育所（厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等」平成12年3月30日付児発298号に規定する夜間保育所をいう。）を新設する場合
- (2) 本市の公募によって選定された法人が、設置認可の申請を行う場合

(設置主体)

第5条 保育所の設置主体は、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、第3章に定める基

準を満たす場合については、非営利の法人及び株式会社等を設置主体とすることができる。

第 2 章 設置認可の基準

(設置位置)

第 6 条 保育所の設置位置は、第 4 条の設置認可の方針並びに既存の保育所及び認定こども園との位置関係を考慮したうえで、保育所を新設する必要があると認められるところとする。

(定員)

第 7 条 保育所の定員は、20 人以上とする。ただし、保育所の定員が 60 人未満の場合、当該保育所の施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めることとする。

(資産の保有等)

第 8 条 保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、保育所の経営を行うために直接的に必要となるすべての物件について所有権を有しているか又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに社会福祉法人を設立して保育所を設置する場合における保育所の経営を行うために直接的に必要となる物件の保有については、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付児発第 908 号）別紙 1「社会福祉法人審査基準 第 2 法人の資産 1 資産の所有等・原則」によるものとする。

(運営費の保有)

第 9 条 設置者は、当該保育所運営費の年間見込み額の 12 分の 1 以上の資金を、普通預金、当座預金等により保有していなければならない。

(設備運営基準の遵守)

第 10 条 保育所の設備及び運営については、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号。以下「設備運営基準」という。）を満たしていなければならない。また、建物については、昭和 56 年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていなければならない。なお、認可後においてもこれらを遵守しなければならない。

2 前項の規定のうち、設備運営基準第 2 条の規定により読み替えて適用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 5 号に規定する屋外遊戯場の設置に関して必要な事項は、別に定める。

第 3 章 設置者が非営利の法人である場合の設置認可の基準

(非営利の法人にかかる設置認可の基準)

第 11 条 設置者が非営利の法人である場合の設置認可は、第 2 章に掲げる基準に加えて、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）を満たすかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項各号に掲げられた基準を満たす場合に行うことができるものとする。その際の基準については、以下のとおりであること。

(1) 設置者が、保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。「経済的基礎を有する」とは、以下のア及びイを満たすものをいうこと。

ア 原則として、保育所の経営を行うための直接必要なすべての物件について所有権を有

しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

イ 債務超過や直近 3 か年の連続した損失計上（設立からの会計年度が 1 年以上 2 年未満の場合にあっては直近 1 か年の損失計上、設立からの会計年度が 2 年以上 3 年未満の場合にあっては直近 2 か年の連続した損失計上）、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。

(2) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員」という。）が、社会的信望を有していること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 保育所の施設長（以下「施設長」という。）が保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において 2 年以上の勤務経験がある者であること若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置していること。

ウ 役員に保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。

(4) 設置者が、保育所の運営について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当な理由がある者でないこと。

(5) 設置者の財務内容が適正であること。

(6) 保育所の敷地及び建物である不動産（以下「保育所不動産」という。）のうち法人所有であるもの（以下「法人所有保育所不動産」という。）について、これを担保に供していないこと。ただし、保育所の整備資金借入について必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

（株式会社等に係る設置認可の基準）

第 11 条の 2 設置者が株式会社等である場合の設置認可は、第 2 章及び前条に掲げる要件（第 6 号を除く。）に加えて、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うことができるものとする。

(1) 保育所を継続的及び安定的に運営していくために、必要な収支の計画が策定されていること。

(2) 保育所の運営に当たり、事業の基本理念、保育方針並びに職員の採用及び育成等について具体的かつ必要な計画が策定されていること。

（学校法人又は非営利の法人にかかる設置認可の条件）

第 12 条 設置者が学校法人又は非営利の法人である場合の設置認可にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 設備運営基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに

応ずること。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省令第 79 号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、保育所を営む事業（以下「保育所事業」という。）にかかる区分を設けること。

(3) 保育所事業については、社会福祉法人会計基準に基づく法人単位資金収支計算書及び事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。）を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、保育所事業にかかる現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表

エ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度末における積立金・積立資産明細表

(5) 法人所有保育所不動産を処分することは認められないこと。ただし、法人所有保育所不動産の処分内容が当該保育所の運営に重大な支障を与えないものであること及び処分後の保育所不動産の貸与内容が第 4 章に定める基準を満たすことが確認できる場合に限り、法人所有保育所不動産の処分を認める場合がある。

(6) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供することは認められないこと。ただし、保育所の整備資金を借入れるにあたって必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(7) 法 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに設置者がある命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、設置者がある命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、設置認可を取り消すことがあること。ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

（株式会社等に係る設置認可の条件）

第 12 条の 2 設置者が株式会社等である場合の設置認可に当たっては、前条に掲げる条件（第 4 号及び第 6 号を除く。）に加えて次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 保育所ごとに経理上の区分を設け、預金通帳及び帳簿等により区分を明確にして資金管理を行うこと。

(2) 前号の区分ごとに次に掲げる書類を作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。

ア 前年度末における社会福祉法人会計基準による貸借対照表

イ 前年度の社会福祉法人会計基準による拠点区分事業活動計算書及び拠点区分事業活動明細書

ウ 前年度の社会福祉法人会計基準による拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支

明細書

- エ 前年度の企業会計の基準による株主資本等変動計算書
 - オ 借入金明細書
 - カ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (3) 保育所事業における経理処理の方針について、次に掲げる事項をあらかじめ市長に報告すること。
- ア 設置者の経理規程
 - イ 財務諸表の個別注記表に記載すべき事項
 - ウ 本社経費等の保育所以外において支出される保育所運営のための経費について第 1 号の区分からの支出に係る按分の考え方
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (4) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる設置者に係る書類（設置者が連結会社の場合は、連結財務諸表に係る書類を含む。）に、保育所事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
- ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の損益計算書
 - ウ 前会計年度のキャッシュ・フロー計算書
 - エ 第 12 条第 3 号に定める保育所事業に係る前会計年度の資金収支計算書等
 - オ 第 12 条第 3 号に定める保育所事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (5) 保育所運営に係る毎年度の予算を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、予算と実際の執行状況の照合において調査及び指導等に応じること。
- (6) 保育所運営に係る毎年度の計画を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、計画と実際の運営状況の照合において調査及び指導等に応じること。
- (7) 前 2 号の予算及び計画については、市長から修正の指示があった場合には、速やかにこれに応じること。
- (8) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供した場合には、速やかに市長に届出ること。
- (9) 認可後、少なくとも 3 年に 1 回は福祉サービス第三者評価を受審するとともに、その結果及び改善についての取り組み状況を公表し、併せて市長に報告すること。また受審後も引き続き少なくとも 3 年に 1 回は受審することとし、同様に公表及び市長への報告を行うこと。
- (10) 児童福祉法、設備運営基準及びこの要綱その他の本市の規程及び認可時に市長が付した条件について、設置者は、これを誠実に遵守すること。また、遵守について承諾書を市長に提出すること。

第 4 章 不動産貸与を受ける場合の設置認可の基準

(不動産貸与に関する基本的方針)

第 13 条 第 8 条の規定にかかわらず、待機児童の解消等の課題に対応するため、第 14 条から第 16 条までの基準を満たす場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から保育所不動産の貸与を受ける場合についても設置認可を行うことができる。

(保育所不動産貸与にかかる設置主体)

第 14 条 保育所不動産の貸与を受ける設置主体は、次の各号のいずれかでなければならない。

(1) 既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げる事業に限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療育介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人

(2) 学校法人又は非営利の法人

(3) 株式会社等

(地上権・賃借権の登記)

第 15 条 貸与を受ける保育所不動産については、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(賃借料等に関する事項)

第 16 条 貸与を受ける保育所不動産にかかる賃借料（以下この条において「賃借料」という。）については、地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

2 賃借料の財源については、設置主体の既存事業等から継続的な財源確保がされていなければならない。

3 賃借料及びその財源については、設置主体の収支予算書に適正に計上されていなければならない。

4 学校法人、非営利の法人及び株式会社等が保育所不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、前項に規定する賃借料の財源とは別に、当面の賃借料の支払いに充てる準備金として、①1 年間の賃借料に相当する額及び②1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超えるときは当該 1 年間の賃借料相当額とする。ただし、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間等施設使用の安定性、設置主体の総合的な財政力及び施設の経営・運営実績等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、市長は 2 分の 1 を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められた額の合算額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等をいう。）により保有していなければならない。

第 5 章 設置認可、内容変更及び取消等の手続

(設置認可申請)

第 17 条 設置認可を受けようとする者は、法施行細則に規定する児童福祉施設設置認可申請書（第 12 号様式。以下「設置認可申請書」という。）に、規則第 37 条第 1 項各号に掲げる事項を備えた書類及び同条第 3 項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公募及び事前協議）

第 18 条 設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、設置認可を受けることができるものとする。

2 事前協議は、第 20 条の 4 第 2 項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 設置主体に関する事
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（設置認可）

第 19 条 設置認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 社会福祉法人、学校法人、非営利の法人及び株式会社等からの設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により保育所を設置する場合は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

（株式会社等による設置認可に係る調査）

第 19 条の 2 株式会社等が設置認可を申請する場合は、前条第 2 項に規定する審議に関し、次の各号に掲げる者に、必要な調査を行わせるものとする。

- (1) 企業会計に識見を有する者
- (2) 保育士資格を有する者

2 前項の者は、提出された書類の審査及び口述による質疑応答等の方法により調査を行うものとする。

（設置認可内容変更）

第 20 条 規則第 37 条第 6 項の規定による施設内容の変更（同条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に限る。）の届出を行うことができる者は、第 18 条の規定に準じた方法により選定するものとする。

（保育所を休廃止する場合）

第 20 条の 2 設置者が保育所を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在園するすべての児童が退所又は小学校就学の始期に達するまで、保育所の運営を継続しなければならない。

（保育所の運営を引継ぐ場合）

第 20 条の 3 前条の規定による継続が困難で、当該保育所の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）がある場合には、設置者の変更は、各年度の 4 月 1 日において行うものとする。
（事前協議及び予告）

第 20 条の 4 前 2 条の場合において、設置者は休廃止又は設置者の変更（以下「休廃止等」という。）に係る認可事務等を円滑かつ適正に行うため、事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入所募集を停止する年度の前年度の 7 月末まで	入所募集を停止する年度の前年度の 9 月末まで
設置者を変更する場合	設置者を変更する年度の前年度の 7 月末まで	設置者を変更する年度の前年度の 9 月末まで

（引継者に係る要件）

第 20 条の 5 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第 18 条第 2 項の規定に準じて定める期日までに、事前協議を行い、また第 19 条第 2 項の規定による社会福法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会による審議を経なければならない。

2 引継者が株式会社等の場合は、前項の規定による審議に関する必要な調査について、第 19 条の 2 の規定を準用する。

（予告の内容）

第 20 条の 6 設置者は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 休廃止等に係る保護者等への説明
- (2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) 休廃止等に際し、転園を希望する児童に係る転園希望先保育所への情報提供等の便宜の提供
- (4) 引継者への事業の引継ぎ（第 20 条の 3 の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第 20 条の 4 の場合において、引継者は、予告期間に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 保育所の引継ぎに係る保護者等への説明
- (2) 保育所の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前 2 項の規定により必要となる経費については、設置者及び引継者が協議の上、負担するものとする。

（財務状況の悪化等における設置者の交代）

第 20 条の 7 設置者の財務状況の悪化等により、保育所の運営の継続が困難な場合には、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定にかかわらず、設置者が運営を終える 6 月前に市長に事前協議を行い、3 月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、設置者は、予告ま

でに引継者を確保しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(設置認可の取消し等)

第21条 市長は、法第46条第3項に基づき、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達しないときは、設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

2 市長は、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第46条第4項に基づき、設置者に対してその保育所の事業の停止を命ずることができる。

3 市長は、設置認可を受けた保育所が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、法第58条に基づき、設置認可を取り消すことができる。

第6章 その他

(指導基準)

第22条 市長は、この要綱に定めるもののほか、保育所の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、設置認可に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

(経過措置)

第2条 第18条の規定にかかわらず、同条第2項の表中「上記以外の場合」における事前協議の期限は、平成13年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成13年11月15日とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 18 条第 2 項の表中に規定する事前協議の期限は、平成 22 年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成 22 年 9 月 30 日とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 17 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。